

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 会 議 の 名 称                | 平成 27 年度 第 2 回枚方市空家等対策協議会   |
| 開 催 日 時                  | 平成 28 年 3 月 2 日（水）<br>16 時 35 分から<br>16 時 50 分まで  |
| 開 催 場 所                  | 枚方市民会館 3 階 第 4 会議室  |
| 出 席 者                    | 村上会長、高瀬副会長、岡委員、小川委員、狩野委員、染林委員、<br>妹尾委員、鳥野委員、西中委員、松尾委員、三宅委員、<br>上武環境保全部長（市長代理）             |
| 欠 席 者                    | 中村委員  |
| 案 件 名                    | 1. 開会<br>2. 特定空家等の認定審査に係る部会の設置及び構成について<br>3. 閉会   |
| 提出された資料等の<br>名 称         | 資料 1. 枚方市空家等対策協議会規約<br>資料 2. 枚方市空家等対策協議会の役割について<br>資料 3. 枚方市空家等対策協議会の今後の取り組みスケジュール<br>（案） |
| 決 定 事 項                  | ○特定空家等の認定に関し、協議会に審査部会を設置し、その構成は、法律、建築、まちづくり、公衆衛生の各分野の委員及び、枚方寝屋川消防組合の委員の 6 名とする。           |
| 会議の公開、非公開の別<br>及び非公開の理由  | 公開  |
| 会議録の公表、非公表<br>の別及び非公表の理由 | 公表  |
| 傍 聴 者 の 数                | 0 人   |
| 所 管 部 署<br>（ 事 務 局 ）     | 環境保全部 環境衛生課   |

審 議 内 容

**総括**

○協議会に審査部会を設置し、その構成は、法律、建築、まちづくり、公衆衛生の各分野の委員及び、枚方寝屋川消防組合の委員の6名とする。

**議事1. 開会**

会長            それでは、平成27年度第2回枚方市空家等対策協議会を開催いたします。

**議事2. 特定空家等の認定審査に係る部会の設置及び構成について**

会長            では、協議に進んでまいりたいと思います。  
先ほどの部会で事務局から提案がありましたが、個別の特定空家等への対応について、審議するための部会設置について、協議を行ってまいりたいと思います。まず、事務局から説明をお願いします。

事務局          部会の役割と部会の構成についてご説明させていただきます。  
答申案にございましたとおり、個人の財産権にかかわることから、特定空家等に対する措置にあたって、より慎重な手続を踏むべく、特定空家等に該当するか否かの判断と、行政代執行を行うか否かの判断の2つの場合に、協議会のご意見をいただく手続を行ってまいります。

部会の構成につきましては、協議会規約第5条の規定により、部会に属する委員は会長が指名することとなります。ご参考までに、資料2として、昨年11月27日に開催いたしました第1回協議会においてお渡ししました本協議会の役割についての説明資料を再度お配りしております。

右側に協議会を示しております。点線部分が審査部会の構成についての市の考え方を示しております。

資料右側が協議会の図ですが、部会として市長を除く方針策定部会、それと審査部会を提案いたしましたところですが、この点線部分が部会の構成で、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員での構成を、市の考え方として示しております。

説明は以上となりますので、委員の選出について、よろしくお願ひしたいと思います。

会長            只今、部会の役割と部会の構成に関する市の考え方について説明がありましたが、それに関してご質問あるいはご意見などございますか。

特定空家等と認定する判断に関わることを審議し、代執行いわゆる公権力が発動に結びつくものですので、重要な部会になろうかと思ひます。

どうぞ、ご意見をよろしくお願ひいたします。

会長 行政代執行というのは、よく聞く言葉ですが、資料左側の略式代執行について説明してください。

事務局 所有者が判明しない場合には、法に基づく勧告、命令などの措置が行えないことから、その間を省略して行政から代執行できる規定が空家等対策特措法にございまして、これを略式代執行と記載しています。

委員 先ほど終了した部会は方針策定部会という名前ですが、今回作る部会の名称はどうなりますか。

事務局 市の案としては審査部会、正確には枚方市空家等対策協議会審査部会となります。

会長 よろしいですか。それでは、ほかにご質問、ご意見はないようでしたら、審査部会の構成につきましては、市の考え方とおりとしまして、法律、建築、まちづくり、公衆衛生の各分野の委員及び、枚方寝屋川消防組合の委員の6名といたします。

部会長及び副部会長につきましては、部会員の互選となることから、第1回の審査部会の際に決定したいと思います。

特定空家等となる可能性のある案件があれば市から諮問がありますので、審査部会の委員の皆様にはご協力のほど、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員 答申案の協議会構成名簿というのが、先の部会の資料にありますので、審査部会に所属する委員名で指定していただけますでしょうか。

会長 それでは申し上げます。

先ほど、法律、建築、まちづくり、公衆衛生、それから寝屋川、枚方寝屋川消防組合の委員と申し上げました。

まず、法律としましては、弁護士の高瀬久美子委員、法学教授の私、村上としての2名を、建築としまして、中村久美委員、それから、まちづくりということで、岡絵理子委員。環境都市工学をご専門とされていらっしゃいます。それから、公衆衛生の分野から、三宅眞理委員。それと、枚方寝屋川消防組合に所属されていらっしゃいます西中丈児委員に、お願ひしたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

その6名の委員が集まりまして、互選で会長、副会長を選びたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

(委員より、了承あり)

会長 それでは、今後の審査部会の予定を事務局から説明をお願いします。

事務局 お手元に追加資料として配付いたしております、枚方市空家等対策協議会の今

後の取り組みスケジュールをごらんください。

審査部会についてですが、空き家について、数年にわたって苦情をお受けしている案件がございます。現在のところ平成28年5月末ごろを予定しておりますが、まず第1回目の審査部会で、これまで市に相談があった空家等について、特定空家等に該当するかの審査をお願いしたいというふうに考えております。

その後につきましては、案件ございましたら、調整の上、随時開催させていただきたいと思っております。

あわせて、今後の協議会及び方針策定部会のスケジュールを説明させていただきます。

平成28年度中、空家等対策計画策定に向けたご審議をいただくため、協議会の開催を予定しております。平成28年度以降に、利活用を含めた総合的な市町村の計画である空家等対策計画を策定していく予定でございます。それにつきまして方針策定部会において、ご審議をしていただきたいと思いますと考えております。

スケジュールに関するご説明は以上となります。

会長           ご質問、ご意見などございませんでしょうか。

(意見無し)

会長           ほかにご質問、ご意見ございませんようでしたら、本日の部会と協議会をこれにて終了したいと思います。ご多忙中のところ、活発に、貴重なご意見をいただき本当にありがとうございました。今後とも御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。